第5回 宇都宮市環境審議会 会議録

1 開催日時 平成13年5月30日(水)午後3時から4時40分

2 開催場所 宇都宮市役所 14A会議室

3 出席者 【委員】福田久美子,真壁英敏,柳田 孝,藤本信義,小林幹夫,青木章彦,小林正憲,中坪博之,黒崎道男,遠藤孝一,大渕典子,藤井夏江,増田裕保

【事務局】橿渕環境部長,他11名

- 4 公開・非公開 公 開
- 5 傍聴者数 8 名
- 6 議 事 1 審議事項
 - ・答申案について
 - 2 その他

7 会議の状況

藤本会長:第5回環境審議会の開催にあたりまして,一言ご挨拶を申しあげます。本日は,委員の皆様には,大変お忙しい中をご出席いただきまして,誠にありがとうございます。

当初予定しておりました第4回の審議会において,答申素案についてご協議をいただいたところ,委員の皆様より多くのご意見が寄せられ,答申書として取りまとめるまでには至らなかったことから,急きょ,もう一度委員の皆様にお集まりいただき,答申書について最終的なご協議をいただくことになりました。6月の中旬には,私たちの委員としての任期が満了することから,本日のご協議で皆様方のご了承を得た上で,6月の初旬頃には,市長さんへ答申をしたいと考えております。

会議は1時間程度を予定しております。委員の皆様の積極的なご協力により進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

・委員の変更 宇都宮地方法務局人権擁護課 増田 裕保さんを紹介

事務局:それでは議事に入ります。これからの議事の進行は会長にお願いいたします。 それではよろしくお願いいたします。

藤本会長:それでは、「答申案」についてを議題として協議を進めたいと思います。まず、前回の会議において、素案について修正箇所がありましたら、18日までに事前に事務局へ連絡をお願いしたところでありますが、委員さんから連絡はありましたでしょうか?

事務局:水谷委員よりご意見をいただいております。

藤本会長:それでは,そのご意見も含めまして事務局の説明をお願いいたします。

福田課長:資料に基づき説明

藤本会長:事務局の説明が終わりました。それでは,寄せられた意見についての答申案 への取り込みについて簡単にご報告いただけますでしょうか。

事務局:基本的には,いただいたご意見はそのまま答申案の中に入れさせていただいております。ただ,前後の文章との関係もありますので,ご意見の趣旨を十分踏まえまして,表現等につきましては若干事務局において修正を加えたところもありますが,下線部の部分について今回案としてお示しをさせていただきました。

藤本会長:ありがとうございました。前回の素案に関する委員の皆様からのご指摘や修正すべきご意見を踏まえてまとめられたものが,今回,答申案として示されましたが,これからは,最終答申書をまとめあげるための協議を進めてまいりたいと思います。目次にありますように,この答申案は,大きく3部から構成されております。第1が「宇都宮市環境保全条例の見直しについて」,第2が「新たな条例のあり方について」,第3が「市民参加のあり方に関する環境審議会見解」であります。議論の進め方としては,この3つにつきまして,一つづつ協議をしてまいりたいと思います。

それでは,はじめに,宇都宮市環境保全条例の見直しにつきまして,ご意見等がありましたらお願いいたします。

小林(幹)委員:1ページ目の第1の「環境問題の動向」の中で国や県の法的な整備のことが書かれておりますが,私は,ここに付け加えられてしかるべき法律が2つあるのではないかと思われます。一つは1992年にリオデジャネイロで採択された「生物多様性条約」が翌1993年の秋に国会で批准をされております。そのことと,もう一つは,それに先立つ形であったと思われますが,4月に「種の保存法」というものが施行されております。これがいわば日本では初めての生物の種そのものの保存に言及した法律であり,また,この法律等が第2に関わる部分にも深く関わってくることから,この2つの経緯等について触れておいたほうが良いと思われます。

藤本会長: それでは, 具体的には, 第1のどの部分にどういった表現で挿入したらよろ しいでしょうか? 「国においては, 平成5年に・・・」と「平成6年には,・・・」 の間に入れる形になりますでしょうか?

- 小林(幹)委員: これらが, 平成4~5年に関わっていることでありますことから, 「これに先立ち・・・・・」という表現で入れてみてはどうかと思います。
- 藤本会長:それでは,その部分につきましては,具体的に,あとで文章の案で,できるだけ簡潔に2~3行で入れる形でご提案いただけますでしょうか?

小林(幹)委員:わかりました。

- 遠藤(孝)委員:今の小林委員の意見に関連するのですが,今回修正された中には,生物多様性の確保という部分が入ってきて,たいへん良いことだと思うのですが,2ページ目の第3で本市の目指す環境行政の方向性の中で から にかけて掲げられておりますが,その の自然環境の保全の部分がありますが,この部分は「生物多様性の保全」という言葉があるわけですから「自然環境及び生物多様性の保全」というように,これ以降,その文言が出てくるところはすべて,セットにして表現すべきであると思います。
- 藤本会長:具体的なご提案としては,「自然環境及び生物多様性の保全」というようにか えるということでよろしいでしょうか?
- 小林(幹)委員:文言的には,再度整理されるということですね。というのは,例えば2ページの(3)(4)の部分についても下線の意見がそのまま入る形になっている。 日本語的にこういう形にすれば文章がはっきりするというところがあちこちに見受けられます。

例えば先ほどの部分は , 「社会全体にわたる環境施策の展開を視野に入れながら・・・」という文言を「今日的な環境問題に加え・・・」の前に入れた方がよくつながるのではないかと思います。

- 藤本会長: ありがとうございます。 今回は , 最終答申案ということで , 逐一気がついた 点につきましてもご指摘いただければと思います。 その他 , ございますでしょうか?
- 中坪委員:2ページ目の今後の環境行政のあり方の中に , 「・・・市 , 事業者 , 市民」とありますが , なんとなく順序としては , 「市 , 市民 , 事業者」という順序ではないかと思うのですが , いかがでしょうか?
- 事務局:この順序につきましては,条例条文の構成上,また他の自治体についても同様な順序で表現されております。ほぼ基本的にはこの順序で整理されていると解釈いただければと思います。

藤本会長:従来の環境保全条例についても「市,事業者,市民」という順番はかわらず ということですね。

それでは、次の第2の新たな条例のあり方についての部分に入りたいと思います。この部分につきましては、かなり委員の皆様方から活発なご意見をいただいており、事務局においてもかなり苦労してまとめられた部分であると思われます。私個人の印象としては、かなり洗練されてきた感じを受けております。ただ、細かい点につきましては、本日つめてまいりたいと思います。この部分に関しましてご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

小林(幹)委員:生物多様性の保全ということに関連して,8ページの に青木委員のご 指摘により加えられた「地球環境保全の推進」の中に「生物多様性の保全」とい うことがありますが,具体的に推進する前段の部分ではなく後段の部分に位置 づけされております。先ほどの条約や法律の観点から考えると「生物多様性の 保全」というものは厳密に整理されておりまして,環境アセスメントなどあら ゆるところで具体的な問題として重視されてきております。

この部分においては「生物多様性の保全」というものを前段の「酸性雨の防止」の次にあげていただいて、この問題が具体的な課題であるということを明確にしていただきたい。こういう目でこの全体の中で「生物多様性の保全」というものがどのような形で位置づけられているのかということを考えた場合に極めてあいまいなところがあると思われますので、その部分を補うということで言いますと4ページの(4)の基本的理念のところで「・・・今日、恵み豊かな環境に深刻な・・・」という部分では、「恵み豊かで多様な・・・」という表現にするべきであると思われます。また、「自然環境を保全するとともに」という部分については、「自然環境・生物多様性を保全するとともに」という形にするべきであり、(5)の各主体の責務の(8)「緑化を図り緑豊かな環境の・・・」という部分については「生物の多様性の保全を確保するように緑化を図り緑豊かな環境の・・・・」という表現にした方が良いと思われます。

5ページの事業者の責務において2行目に「・・・自然環境の適正な保全に努める・・・」とありますが「生物の多様性をもたらす自然環境の適正な保全」という形が望ましいと思われます。また6ページの(13)に「自然環境の保全と歴史的文化的遺産の」の次に「基本的に動物や植物等の生態に合わせた整備、管理」とありますが、この部分を「生物の多様性をもたらすような整備、管理」とありますが、この部分を「生物の多様性をもたらすような整備、管理」におきかえるということであります。要するに生物多様性条約で定義されている意味あいにするということが必要であるということであります。最後に8ページのに「国及び他の地方公共団体との協力」というところで、「環境問題の規模は水質汚濁、大気汚染など、本市の市域の範囲に・・・」とありますが、大気汚染の次に「生物多様性の喪失」という文言を入れていただきたいということで、これは非常に広域なものからいろいろな意味合いを含んでおり、かなり深刻な問題であることから入れていただきたいと思います。以上であります。

藤本会長:ありがとうございます。それでは,今のご意見を再度確認したいと思います。

(ページごとに修正部分を確認する。)

- 藤本会長:生物の多様性ということをもっとしっかりと位置づけていただきたいという ご意見でありました。他にございますか?
- 遠藤(孝)委員:その生物の多様性という言葉をもう1箇所検討した方が良いと思われる箇所が6ページのの自然環境を保全するという部分の5行目で「また,野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が・・・」という部分で種の保存とそれ以外の生物の多様性の確保ととられがちなので「その他」をとるか、「野生動植物の種の保存その他の」までの全部をとるかどちらかにした方が良いと思われますが,小林先生はどう思われますでしょうか?
- 小林(幹)委員:「野生動植物の種の保存など,生物の多様性の確保が図られること・・・」 とした方が良いと思います。
- 小林(幹)委員:5ページの の市民の責務の中で,それぞれ市の責務,事業者の責務と特徴があって同列というわけではないと思いますが,他のいろいろなものを監視するような役割や機能があるべきではないかと思います。市民が組織するNPOでも良いのですが,環境そのものの悪化を絶えず点検しつづけるような責務が市民にはあるのではないかと思います。ただし,これを盛り込むとたいへんなことになるかも知れないということで自分自身迷っております。
- 藤本会長:市民のそういった役割や責務としてはどうでしょうか?責務と同時に権利も有するということで,ここでは各主体が各々の責務を果たすということで,次の環境基本計画の中では,もっと具体的な事項としてあがってくるということでよろしいのではないでしょうか?
- 小林(幹)委員:具体的には6ページの の(11)の下線の部分で言っている内容と同様であると思われますので,特に同様なご意見がなければ盛り込まなくてもけっこうです。
- 藤井委員: 7ページの最後の部分をみると「必要である」「適当である」「望ましい」という表現となっています。結局,環境アセスメントを実施してもうやむやになってしまわないように「環境監査」というものがあっても良いのではないかと思います。
- 藤本会長:その「環境監査」というのは, の監視等の体制の整備とは異なるのですね? 具体的にその修正箇所をお示しいただけますか?

- 藤井委員: の環境影響評価の推進の中に「環境監査」という言葉をいれる必要があるのではないかと思います。
- 藤本会長:文章表現としては,答申書ということで「必要である」とか「適当である」という表現で終わらざるを得ないと思います。
- 小林(正)委員:今のご意見はむしろ私どもの出した意見書のオンブズパーソン的な発想の部分であると思われます。これは,環境影響評価という部分ではなくて8ページの(8)の環境審議会のあり方の部分に関連するものであると思います。審議会の中に,オンブズパーソン的なものが見当たらないという状況の中で,その役割をどこが担うべきかという発想の中から環境審議会において単に市長の諮問に応ずるだけではなく,さらには,今回答申案の中に盛り込まれた「健全で快適な環境の確保に関する事項」に関しては,意見を述べることができるというような形で,諮問された事項だけではなく,それ以外のことについても一定の意見を述べることができるという役割を審議会に求める方向で検討してほしいということを言ってきたわけであります。そういう意味で現実的な位置づけをするのであれば,監視的な機能を含めて環境審議会の機能として一定の調査権限なり勧告権なりを考えるということであると思います。
- 藤本会長:それでは藤井委員の監査という役割は,審議会の機能の中に含めて考えては どうかというご意見としてお受けしたいと思います。今のご意見について他の 委員さんはどうお考えでしょうか?
- 小林(正)委員:事務局の方に確認をしたいのですが,この表現についてですが,「諮問に応じて調査,審議し,健全で・・・」というふうにつながるのですが,諮問があった事項に関してのみというようにも受け止められるし,この現在の審議会自体は諮問機関であることから市長からの諮問がなければ動いてはいけないけれども,この審議会の中で,例えば諮問された事項とは直接関係しない事項についても意見を述べることができるという理解で良いのか,それとも諮問された事項に限って意見を述べるということなのかどちらなのでしょうか?私の意見としては前者の考え方であります。
- 事務局:ただいまの件に関しましては,前回も私どもの方からご説明したと思いますが,市長の諮問に応じて,議論をいただくという考え方であります。諮問に関連してということであれば,ご意見もけっこうですということであり,諮問とは全く関係ない部分について自由に意見が言えるという趣旨ではございません。
- 小林 (正)委員:環境審議会である以上は,環境問題については何でも言えるのではないでしょうか? そういう理解をしておりますがいかがでしょうか?

- 事務局: あくまでも審議会という諮問機関でありますことから, 諮問機関が単独で動くということは地方自治法上もない, ということで事務局では考えております。
- 小林(幹)委員:前回の審議会の議事録を参考資料としていただいておりますが,それを見ると,同様な意見について神戸市の事例に基づいて議論されているようであります。それによると特定の問題については諮問という形ではなくても発言ができるということで事務局では説明されているように思われるのですが?

事務局:そういう説明はしておりません。

小林(正)委員: 私自身としては, 諮問がなくても環境審議会は独自に会長が召集して行うということを想定しているのではありません。諮問に応じて動く, ただその中で直接的には諮問には関連がないけれども環境の問題に関して問題が提起された時には,審議会として検討して一定の意見を述べるということはできるのではないか? ということを申し上げているわけであります。

審議会の諮問が全くなしに審議会が独自に動くということは基本的に無理であるとは考えております。そういう理解で私は言っております。

- 小林(幹)委員:前回の会議録の6ページのところで事務局として書かれている内容がありますが,これによると神戸市の条例の53条の3項「審議会は,健全で快適な環境の確保に関する事項に関し,市長に意見を述べることができる」としてその内容を限定しております。そういう意味では,このような条文設定は可能であります,と書かれていることから私は先ほどの意見のように考えたわけです。それについて「そのようなことは言っておりません」ということは,この議事録を訂正しなければならないと思うのですが。
- 事務局: 私どもの考え方としては, あくまでも諮問に応じるという部分で審議会があるということでありまして, その中で諮問事項に関連して, 健全で快適な環境の確保に関する事項については市長に意見を述べることができるということで考えております。
- 小林(正)委員: ここは,「関連する」という言葉の幅の問題であると思います。関連するかどうかは,この審議会自身が判断すべきであると考えているわけであります。しかし,事務局側が関連するかしないかを判断するということになるとすれば,それは意見として対立する部分であると思います。
- 藤本会長: 今の部分については, ご意見として受けとめるということでよろしいでしょうか? 答申案としては, この部分はこのままでということでご了承いただけますか?

- 小林(正)委員:はい,けっこうです。
- 小林(幹)委員:では,「関連するものであれば可能」であるということで事務局の方もよろしいですね。
- 事務局:「関連することについてはご意見をいただきたい」ということで,従来からご説明をしているとおりであります。
- 青木委員:「監視」と「監査」についてですが、の監視等の体制の整備とありますが、この中に市民のモニタリング調査という項目も含めるべきであると思います。また、「監査」についてはの環境管理の推進の中で、市も自らの環境管理の制度の導入と「環境監査」を並列すれば、外部からの監視もできるという形になると思われます。つまり「環境管理の制度の導入及び環境監査制度の導入」としてはどうかという意見であります。
- 事務局:「環境管理」については Plan・Do・Check・Action ということであり,内部 監査という制度も含まれております。
- 青木委員:やはり中立の立場で「外部」の目から見るということが重要であると思います。
- 藤本会長:この部分については , これまで突っ込んだ議論はしてきておりませんが , い かがでしょうか?
- 小林(正)委員:基本的な手法として,そういう手法がとられているのであれば,その表現を盛り込むこと自体は問題はないと思われます。それが全く特異な制度であるとか,かなり大きな影響を及ぼすというものであれば,きちっと議論しなければならないと思うのですが,一般的な環境管理の制度として出てくるのであれば盛り込むことについては,私は賛成であります。
- 藤本会長:それでは,この環境管理の部分について,どういう表現をどの部分に入れるのがふさわしいかという議論を今から行いますか?そのところをご判断いただきたいのですが?
- 青木委員:今申し上げたのは,管理があって監査が必要であるということでありまして, 今後,環境基本計画を策定する段階において十分議論をつくせば良いと思われます。
- 事務局:この外部監査の部分につきましては,今後の環境基本計画の中で検討していき たいと考えております。

福田委員:6ページの の(11)で「市民一人ひとりが保全について考え,理解をし,行動することが必要である。」というところで,啓発をするということを,各主体の責務の中に盛り込むべきではないかと思います。そこで,どこに入れるかということを考えると,やはり市の責務の中に入れるべきであると思います。

藤本会長:啓発ということは、市だけが行うということではないと思います。

小林(幹)委員:私は,市が行うというよりも市民の責務として行う方が格調が高いと思われます。

福田委員:やはりその仕組みをつくっていくのは市の役割であると思います。これは次の市民参加のあり方にも関係してくるのですが,できれば条例の制定段階から市民に参加をしていただくという方向性を明確にするべきであると思います。

藤本会長:それでは,最後の市民参加のあり方と合わせて議論をしたいと思います。 具体的な市民参加の手法として二つ挙げられていますが,どちらかに絞ってはいかがかというご意見であります。

この見解においては,二つの手法が前後関係というか優先順位ではなく,この二つを実施することが一番良いという意味で示してあるものであります。

小林 (正)委員: 欲を言えば私どもは,この骨子案をもとに答申を行う前に実施をすべきであるとも言ってまいりました。当然のことながら,この二つについても行うべきであると考えております。

藤本会長:もう少しご意見をいただけますでしょうか?この部分は事務局では当初考えられていなかったところでもありますことから,審議会としての見解をきちっと示したいと思っております。

遠藤(孝)委員:3行目の部分についてですが、「市民参加の手法について検討すべきことを提起する。」という表現ではなく、「市民参加の手法については、実施するべきである。」というようにもっと強い表現にすべきであると思います。審議会としてはっきりと実施すべきであるということを強く示すべきであると考えます。

藤本会長:具体的には,文章としてはどのように修正すべきでしょうか?

遠藤 (孝) 委員:「・・・市民参加について以下の取り組みを実施する必要がある。または 実施すべきである。」という表現が良いと思われます。 柳田委員: 先ほどの啓発という意味でのシンポジウムと意見を聞いてそれを取り入れるという意味のシンポジウムでは,この審議会との意味づけと市民参加との難しさ,また,今回,市民からも意見を募集したということも含めて複雑なものになってしまうと思われます。

藤本会長:この部分においては,シンポジウムの内容や形態についての議論については 含まないで,市民への啓発の手段としてその窓を開けておこうというものであります。

先ほどの意見については、「・・・市民参加の推進に取り組むべきである。」というような表現ではいかがでしょうか? そして具体的な二つの取り組みが挙げられるというふうにつながっていくと思われます。このような表現で事務局でご検討いただければと思います。他にございますか?

藤本会長:それでは,おおよそご意見はいただいたと考えてよろしいでしょうか?

全委員:けっこうです。

藤本会長: 1月末に市長さんより諮問を受けまして,約4ヵ月間,計5回にわたりまして,いっしょにご協議をしてまいりましたが,ようやく答申書として形あるものができてまいりました。会長の立場及び委員の責務として,6月13日の任期までに答申書を作成し,市長さんへ答申ができる見通しがついたということでありますが,本日,委員の皆様から寄せられたご意見につきましてもきちんと受け止めて,答申書の中に盛り込まなければなりません。

答申までの間にその作業を行う必要がありますことから、その作業につきまして、前回は会長一任というわけにはいきませんでしたが、今回は、会長一任という形で、取りまとめさせていただくということでよろしいでしょうか?

全委員:異議なし,お願いします。

藤本会長:ありがとうございます。是非,皆様の意見を反映させた形で最後まで取りま とめに全力を傾けたいと思います。

答申書を市長さんにお渡しする日時につきまして **事**務局ではどうお考えでしょうか?

事務局: ただいまのところ,6月5日の午後3時ということで市長のスケジュールをおさえてございます。また,その日は,ご承知のとおり「環境の日」でもあります。できましたら,その日にお願いできればと考えております。

藤本会長:答申は,私一人が行って行うのでしょうか?

事務局: これまでも,環境審議会の市長答申につきましては,会長お一人が委員の皆様を代表して行っていただいておりますことから,これまでと同様な形でお願いできればと考えております。よろしくお願いいたします。

藤本会長:それでは皆様の代表ということで答申を行ってよろしいでしょうか?

全委員:お願いいたします。

藤本会長:それではその他ということで委員の皆様から何かございますか?

事務局の方から何かありますか?

事務局:特にありません。

藤本会長:それでは,今年の1月から,本日まで,委員の皆様のご協力のもと,当審議会を運営することができました。これもひとえに委員の皆様のご理解,ご協力があってこそであると心より感謝いたしております。

また,市長の諮問に対する答申案につきましても,委員の皆様のそれぞれの 専門的知識,経験等に裏付けされたご協議により,本市の将来像を見据え,自 然的,社会的条件に合った答申内容に仕上がったのではないかと思っておりま す。

私ども委員の願いといたしまして,条文作成に当たりまして,十分にこの答申内容を尊重いただきますよう,市長さんに強く要望してまいりたいと思います。

先程も申しましたが,私ども委員の2年という任期も6月13日で満了するということでありますが,5日の答申をもって任務を終了したいと考えております。

最後になりますが,宇都宮市の環境行政が新たな条例のもとにさらに推進されますことを祈念し,また,私ども委員もその推進には協力を惜しまないことをお約束して,審議会会長として,離任の挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局: ありがとうございました。それでは, 閉会にあたりまして環境部長よりひとことご挨拶申し上げます。

環境部長:任期最後の会議でございますので , 市を代表いたしまして御礼のご挨拶を申 し上げたいと存じます。

今年の1月から5回にわたりまして,たいへんご熱心なご協議を賜りまして,心から感謝申し上げる次第でございます。特に第1回目の会議から,環境というフィルターを通さない限り各種の施策は認めるなというルールをつくるべきである,環境部は前面に出て行って全庁的なまちづくりの先導役を果たすべ

きであるというご意見が出されまして,大変刺激を受けました。その反面,果たして答申書としてまとまるのかという心配もあったのも事実でございます。しかし,今日,お話がございましたように,皆様方の様々な角度からのご意見をいただきまして,このようなすばらしい,おそらく全国でも先駆けて新しい斬新なアイデアが相当組み込まれた答申書案がまとめられるまでに至りました。

本市では,市長の強いリーダーシップの基に今年度中に環境 ISO14001 の認証取得に向けて鋭意作業中であります。我々環境部の職員は,市域の環境及び地球環境が危機的状況として近いうちに現れてくるということは認識しておりますが,全職員となると残念ながらまだまだ意識の浸透はなされておりません。ISO ではいろいろな角度で全職員が同一の認識の持たなければならないということがあり,現在徹底した教育訓練を実施しているところであります。そのような中で,これまで始終ご意見をいただきました答申書の内容及び環境の保全及び創造に関する先駆的なご意見等を踏まえまして,行政としてできることは行っていきたいと考えておりますが,中には,先ほど申し上げましたように,なかなか理解されない分野もございまして慎重な検討が必要なものもあるようにも思われます。

しかしながら,この答申内容につきましては,委員の皆様の総意といたしまして強く受けとめ,今後の条例作成に十分生かしてまいりたいと考えております。委員の皆様には,ただいま会長さんより「これに終わらないで市の環境行政に助言を」というご挨拶をいただきまして,心強く思った次第でございます。

是非,今後とも環境行政に目を向けていただきまして,ご助言,ご指導を賜ればたいへん幸いに存じます。このようなことをお願い申し上げまして,御礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

事務局:以上を持ちまして,第5回宇都宮市環境審議会を終了いたします。長い間,ご 協議をいただきましてありがとうございました。